諮問番号：令和５年度諮問第１７号

答申番号：令和５年度答申第３８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇○○（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和３年１１月１５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　令和２年６月から処分庁より、月額２７，０００円から３０，０００円の保護費の給付を受けていた。令和３年２月に処分庁より、年金額が上がるので年金事務所へ出向くよう指導され、申請を行ったところ、同年７月に約１１０万円の遡及年金を受給した。このため、資力がありながら保護を受けたものとして処分庁より本件処分を受けたが、処分庁の指導で通院した際の医療費分について全額返還となることは一切聞いていない。医療費の返還額は２割分となるべきであり、全額返還とすることは不当である。

　　よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、審査請求人が遡及年金を受給したことから、処分庁は、資力がありながら保護を受けたものとして、保護開始以降に支給した保護費の全額について返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（２）法第６３条のとおり、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の６答（１）のとおり、年金を遡及して受給したときは、法第６３条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、年金受給権が生じた日から資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

審査請求人の厚生年金の受給権が発生したのは平成２７年９月９日であることから、同時点において資力が発生したものと認められる。

また、審査請求人の保護の受給期間は、令和２年６月２２日から令和３年６月２６日であり、同期間に支給された保護費は、生活扶助１３０，８８６円、住宅扶助３３７，７５７円及び医療扶助２０７，７１０円の合計　　　　６７６，３５３円であることが認められる。

そして、令和３年７月１５日、審査請求人は、厚生年金の遡及分　　　　　１,１５８，５５１円を受給したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁が、保護開始以降に支給した保護費の全額６７６，３５３円について要返還額とした判断に違法又は不当な点はない。

（３）生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発第０７２３第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１）、（２）のとおり、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明しておくこととされ、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

処分庁の担当者は、審査請求人に対し、遡及して支給される年金は、原則返還になる旨を説明した経過は認められるものの、上記③の控除について説明した経過は確認できない。

しかしながら、本件処分によっても４８万円程度の金員が手元に残り、年金収入があることも勘案すれば、本件処分は、直ちに審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。したがって、処分庁が本件処分において支給した保護費の全額を返還額としたことが著しく妥当性を欠くとまでいえない。

（４）審査請求人は、医療費が１０割負担になる話は一切聞いていないこと、医療費について２割負担とする方法はないか等と主張する。

しかしながら、審査請求人は、処分庁の担当者から、生活保護のしおりを用いて制度の説明を受けていたこと、また、遡及して支給された年金は返還になる旨の説明を複数回受けていたことが認められ、これらの処分庁の対応が不十分であるとはいえない。

また、法第６３条に基づき返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助等のように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されているため、返還額に医療費１０割分が含まれるのが相当であり、審査請求人の主張は採用できない。

（５）以上を踏まえると、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

（６）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和５年１０月１８日　　　諮問書の受領

令和５年１０月２４日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月７日

口頭意見陳述申立期限：１１月７日

令和５年１１月２７日　　　第１回審議

令和５年１２月２０日　　　第２回審議

令和６年　１月２５日　　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的を規定しており、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条第１項は、保護の補足性の原則を規定しており、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。

（３）法第５条は、法の解釈及び運用を規定しており、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第６３条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（５）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）ア（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（６）生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和３８年課長通知」という。)第１０問１２は、「法第２６条の規定により保護の（中略）廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。」について、答として、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の（中略）廃止を行なうこととなるが、保護を（中略）廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とし、保護を廃止すべき場合として２（１）及び（２）を示し、そのうち（２）は、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。なお、以上の場合における保護の（中略）廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。（後略）」と記している。

　　　なお、昭和３８年課長通知は、処理基準である。

（７）平成２４年課長通知１（１）は、法第６３条返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、「次に定める範囲」として①から⑥を示し、その⑤において、「遡及した年金については、（２）により取り扱うこと。」としている。そして、（２）「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて」として、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記（１）と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。そのため、遡及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること。②当該費用返還額は原則として全額となること。③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと。（イ）原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。（ウ）資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」と記している。

（８）問答集問１３の６答（１）は、障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合の資力の発生時点の考え方について、「国民年金法第１８条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。このように、日本年金機構へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始日以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。」と記している。

（９）国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第５条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」と定めている。

（１０）国民健康保険法第６条は、「前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（中略）の被保険者としない。」とし、次の各号として第１号から第１１号を規定し、第９号は、「生活保護法（中略）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和２年６月２２日付けで、処分庁は、令和２年７月６日付け保護決定通知書で、審査請求人の保護を開始した。

（２）令和２年７月６日、処分庁は、第１回目の保護費受給のため来庁した審査請求人に対して「生活保護のしおり」（以下「しおり」という。）により保護制度について説明を行った。処分庁はその際、法第６１条に基づく収入申告の義務について説明し、審査請求人は説明を受けた旨署名押印を行った。

　　　なお、しおりの１７ページには、「本来活用できる資産があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに支給された保護費を後から返していただきます」と記されているとともに、「年金をさかのぼって一括受給したとき」が返還事由として例示されている。

（３）令和２年１０月２３日、処分庁は、審査請求人の年金受給権の調査の結果、厚生年金が未請求であることを把握した。

（４）令和２年１１月１７日、審査請求人より処分庁に対し、通院している病院より再検査を勧められた旨相談があった。処分庁は審査請求人に対し、医療券対応となるため、ケースワーカーから病院に連絡を入れるので、そのまま受診してもらってよい旨を伝えた。

（５）令和３年３月２日時点でも審査請求人が厚生年金を未請求であったことから、同日、処分庁は、審査請求人に架電し、厚生年金の申請手続を行うよう伝え、審査請求人は了承した。令和３年３月３日、審査請求人は厚生年金の受給申請を行った。

（６）令和３年６月２７日、審査請求人は処分庁の所轄管内から転出した。令和３年７月７日、処分庁は令和３年６月２７日付けで審査請求人の保護廃止決定を行った。また、その際、処分庁は、同年７月１５日支給予定の基礎厚生年金１，１５８，５５１円について、支給を確認後法第６３条による返還決定を求める意思決定を行った。なお、審査請求人が返還対象期間中に受給した保護費は、令和２年６月２２日から令和３年６月２６日まで計６７６，　３５３円であり、うち現物支給である医療扶助については、計２０７,　　７１０円であった。本件では平成２３年７月２０日に年金の受給権が発生しており、資力発生日は保護開始日であることから、受給した保護費全額が返還額となっている。

（７）令和３年７月１５日、審査請求人は平成２８年２月分から令和３年５月分までの基礎厚生年金１，１５８，５５１円を受給した。

（８）令和３年１１月１５日付けで、処分庁は本件処分を行った。

（９）令和４年１月１７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第６３条の趣旨等について

ア　法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまる。

その趣旨は、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（法第１条参照）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

このような法第６３条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品、すなわち自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきことが原則であると解される。

イ　このように、法第６３条は、返還額から自立更生費を控除する際の判断について処分庁に一定の裁量を与えるものであるが、遡及年金の支給については、前記第１（７）のとおり、平成２４年課長通知１（２）は同（１）④の場合の例外として、より厳格に対応することとしている。これは、定期的に支給される年金が全額収入認定されることとの取扱いの公平性を重視する必要があるためである。このため、遡及年金については原則全額返還の取扱いとなっており、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用」に関してのみ、自立更生費として返還額から控除することを認めている。この取扱いは被保護者の自立更生と公平性との比較衡量によるもので、法の趣旨に合致する合理的なものである。

（２）本件処分について

ア　本件の争点について

審査請求人は、処分庁の指導で通院した際の医療費分について全額返還となることは一切聞いておらず、医療費の返還額は２割分となるべきであり、医療費を全額返還対象とすることは不当である旨主張する。

　　以下、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使がその範囲を逸脱し、又は濫用したものと評価されるか否かについて、検討する。

イ　医療扶助の返還について

　　　審査請求人は、医療費の返還額は２割分となるべきであり、医療費を全額返還対象とすることは不当である旨主張する。

しかしながら、生活保護世帯については、保護を停止されている世帯を除き、国民健康保険の被保険者となることはできない（前記１（９）、（１０）参照）。

そして、法第６３条の「金額の範囲内」については、現物給付の場合は、これを金銭に換算して返還するものであると解されており（小山進次郎著『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』全国社会福祉協議会昭和　　５０年３月１日発行６５０頁）、法第６３条返還の対象となる「その受けた保護金品に相当する金額」の範囲内には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助等のような現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して費用返還の対象額を算出するものと解される。

　　また、生活保護制度は、保護の補足性の原則を定めた法第４条において、その利用し得る資産等をその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としており、急迫の場合や資力のあるものの直ちに活用できない事情がある場合に適用され得るもので、資力があることを確定した際は、当該資力の発生時期に遡って法第６３条に基づき費用返還を求めるものである。

　　したがって、本件処分において医療費相当分、すなわち、医療扶助を含む保護費の返還を求めたこと自体は、前記（１）アの法第６３条の趣旨に照らして、直ちに妥当性を欠くとはいえない。

ウ　費用返還額の決定等について

（ア）本件に係る年金は、審査請求人が処分庁の指示に従い、年金加入記録を取得した上で、年金の裁定請求手続を行ったことで審査請求人に支払われたものであることから、前記１（５）の次官通知に示される「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付」に該当すると認められ、当該収入に係る法第６３条に基づく費用返還については、平成２４年課長通知及び問答集が参照される。

（イ）法第６３条は、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を規定している。また、前記１（８）の問答集には、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱う旨が示されている。

前記２（６）のとおり、審査請求人には保護開始日である令和２年６月２２日以前から審査請求人には資力が発生していたと言えることから、保護開始日から審査請求人の保護が廃止された令和３年６月２７日までについては、資力がありながら保護を受けていたものであり、同期間に受給した保護費が返還対象となることが認められる。

上記のことから、処分庁が、保護の開始日から保護の廃止日までに審査請求人に対し支給した扶助額の合算額である６７６，３５３円について返還対象とした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

（ウ）もっとも、前記１（７）のとおり、平成２４年課長通知１（２）によれば、遡及受給した年金についても、自立更生費について返還額から控除することを検討する余地がある。ただし平成２４年課長通知においては、保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことを説明しておくこととされている。また、原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされている。

この点、処分庁の担当者は、審査請求人に対し、遡及して支給される年金は、原則全額返還になる旨を説明した経過は認められるものの、上記③の控除について説明した経過や、自立更生費の対象となるかどうかについて検討した経緯については事実として認められない。

しかしながら、処分庁の担当者が、しおりを用いて制度の説明を行っていたこと、また、遡及して支給された年金は返還になる旨の説明を行っていたこと、審査請求人には、本件処分によっても４８万円程度の金員が手元に残り、今後継続して年金収入があることも勘案すれば、本件処分は、直ちに審査請求人の生活を困窮させるものや自立を著しく阻害するものとは認められない。したがって、処分庁が本件処分において支給した保護費の全額を返還額としたことは、著しく妥当性を欠くとまでいえない。

以上より、本件において、処分庁が自立更生費について返還額から控除対象とならないかどうかについて十分に考慮を尽くしているとまではいえないとしても、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

　エ　まとめ

　　　以上述べたところにより、処分庁の本件処分に係る裁量権の行使が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものと評価するに至らない。

（３）結論

　　　以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　　　したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子